

福岡県医発第402号(地)

平成19年 6月4日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公印省略)

「介護サービス情報の公表」制度の周知について

平成18年4月に施行されました改正介護保険法により、利用者が適切に介護サービスを選択できるよう、事業者に対し、介護サービス情報の公表が義務付けられました。

本県におきましても、平成18年度には訪問看護事業等の9つのサービスについて公表が行われておりますが、平成19年度から新たに訪問リハビリテーション事業、通所リハビリテーション事業、介護療養型医療施設の3つのサービスが公表されることとなっております。

つきましては、福岡県保健福祉部介護保険課より別紙のとおり周知依頼がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本制度の概要につきましては、福岡県ホームページに掲載されております。

(ホームページアドレス <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽

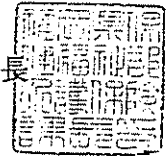


19 介第315号

平成19年5月30日

社団法人 福岡県医師会会長 殿

福岡県保健福祉部介護保険課長
(指導係)



「介護サービス情報の公表」制度の周知について（依頼）

本県の介護保険制度の運営にあたりましては、日頃から格別の御配慮を賜わり、厚くお礼申し上げます。

御案内のとおり、平成18年4月に施行されました改正介護保険法により、利用者が適切に介護サービスを選択できるよう、事業者に対し、介護サービス情報の公表が義務付けされました。

本県におきましても、皆様のご協力をいただきながら、平成18年度には訪問看護事業者等の9つのサービスについて公表を行ったところですが、平成19年度から新たに訪問リハビリテーション事業、通所リハビリテーション事業、介護療養型医療施設の3つのサービスが公表されることになっております。

つきましては、貴会の会員の皆様にもこの制度について、周知と御理解を賜わりますよう、よろしくお願いします。

なお、本制度の概要につきましては、福岡県ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

〔ホームページアドレス <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>〕



介護サービス情報の公表制度の概要

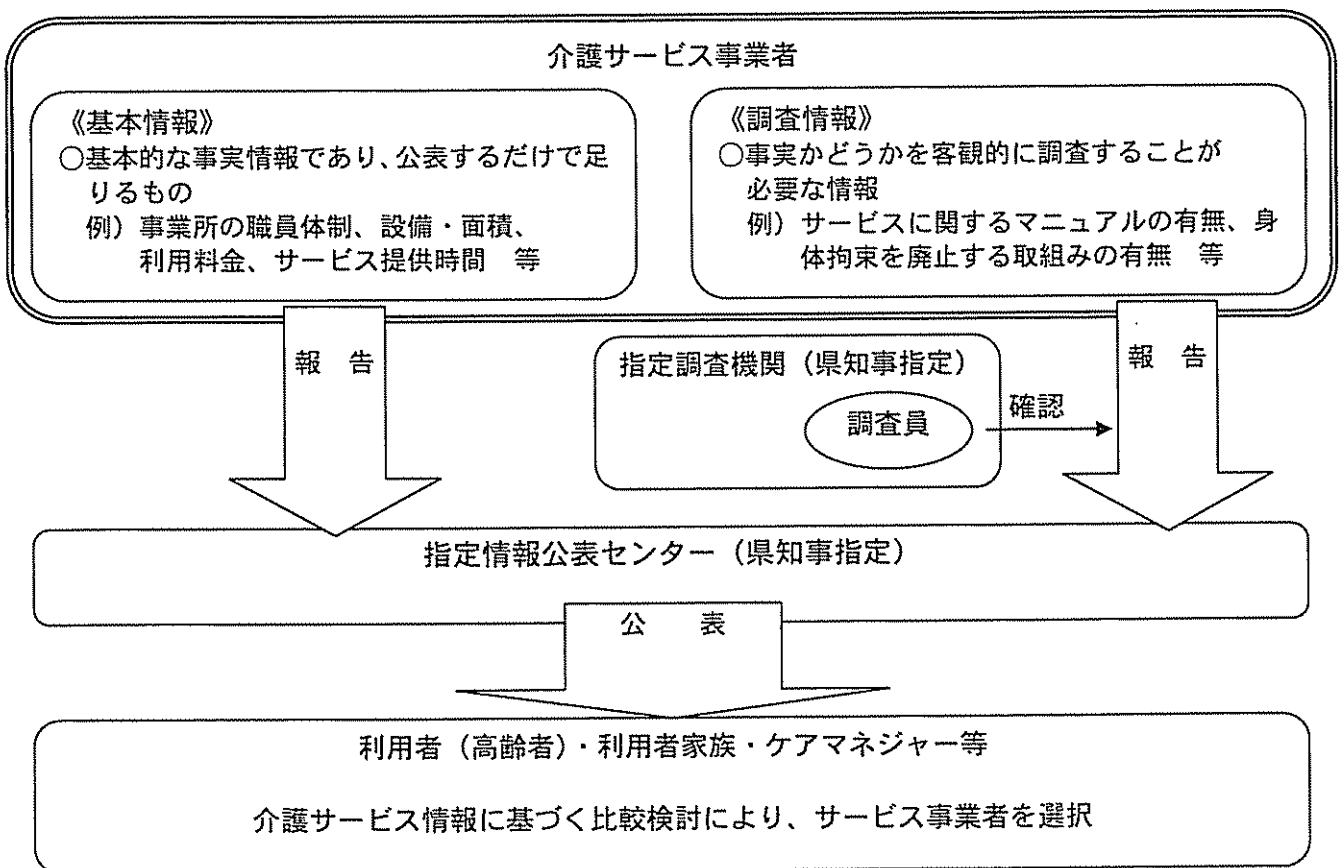
1 制度の趣旨

介護保険法の改正により、平成18年4月から、介護サービスを行っている事業者介護サービス情報の公表が義務付けられました。

この制度は、介護保険の基本理念である「利用者本位」、「高齢者の自立支援」、「利用者による選択（自己決定）」を現実のサービス利用において保障するため、利用者が介護サービス事業者を選択するに当たっての判断に資する介護サービス情報を、円滑かつ容易に取得できる環境整備を図ることを目的としています。

2 制度の概要

介護サービス事業者は、年に1回、指定情報公表センターに介護サービス情報を報告します。報告された介護サービス情報のうち、基本情報については報告された内容を、調査情報については報告された内容が事実かどうか、客観的な事実に基づいて指定調査機関が事実確認を行ったうえで公表します。



3 対象事業者

平成19年度は、次の12サービスが対象です。

ア 訪問介護、イ 訪問入浴介護、ウ 訪問看護、エ 訪問リハビリテーション、オ 通所介護、カ 通所リハビリテーション、キ 特定施設入居者生活介護、ク 福祉用具貸与、ケ 居宅介護支援、コ 介護老人福祉施設、サ 介護老人保健施設、シ 介護療養型医療施設（8床以下を除く）

※1 下線を付けたサービスが平成19年度から新たに公表されるサービスです。

2 ウ 訪問看護、エ 訪問リハビリテーション、カ 通所リハビリテーションの中には、介護保険法第71条第1項に基づき、介護保険法第41条第1項の本文の指定があったものとみなすもの、又介護

保険法第72条第1項に基づき、介護保険法第41条第1項の本文の指定があったものとみなすもの（以下「みなし指定」という。）も含まれます。

3 通所介護のうち療養通所介護、特定施設入居者生活介護のうち養護老人ホーム、高齢者専用賃貸住宅に係るもの及び外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除きます。

4 既存の事業者で、前年度に受領した介護報酬の額（利用者負担額を含む。）が100万円以下の事業者は対象外です。上記対象サービス事業所を新たに開設しようとする事業者は、基本情報の報告が必要です。「みなし指定」である病院、診療所等も介護サービスを開始しようとするときに基本情報の報告が必要です。

4 調査・情報公表事務の流れ

(1) 計画の策定

県は、毎年、「介護サービス情報の報告に関する計画」、「調査事務に関する計画」及び「情報公表事務に関する計画」を「介護サービス情報の公表制度に係る報告・調査・情報公表計画」（以下「計画」という。）として一体的に定め、公表します。

(2) 通知

指定情報公表センターは、計画に基づき対象事業者に報告書及び手数料納付書を送付します。

(3) 情報の報告・手数料の納付

介護サービス事業者は、指定情報公表センターから送付された報告書に記入し、自らの介護サービス情報（基本情報及び調査情報）を同センターに報告します。また、報告までに、調査事務手数料及び公表事務手数料を納付します。

(4) 調査の実施

報告されたもののうち調査情報について、指定情報公表センターが、記載漏れを確認して指定調査機関に送付します。

指定調査機関は、日程調整の上、調査員2人を事業所に派遣し、介護サービス事業者から報告された内容について、客観的に事実確認を行います。

(5) 調査結果の報告

指定調査機関は、調査結果を指定情報公表センターに報告します。

(6) 情報の公表

指定情報公表センターは、調査結果に基づき、介護サービス情報をインターネット等により公表します。事業者は、調査結果を所内に掲示するとともに、利用者とのサービス提供の契約の際に提示します。

5 福岡県における実施体制

福岡県では、介護サービス情報の公表制度を円滑かつ効率的に実施していくため、「指定情報公表センター」及び「指定調査機関」を次のとおり指定しています。

(1) 指定情報公表センター（1ヶ所）

社会福祉法人福岡県社会福祉協議会

〒816-0804 春日市原町3丁目1番地7

TEL:092-584-3600 FAX:092-584-3605

<http://www.fsw.or.jp/>

(2) 指定調査機関（9ヶ所）

ア 株式会社アーバン・マトリックス

〒802-0002 北九州市小倉北区紺屋町4-6 北九州ビル8階

TEL:093-522-7552 FAX:093-521-7590

<http://www.mmjp.or.jp/urban-matrix/index.html>

イ 株式会社アトル

〒810-9552 福岡市博多区半道橋2-2-51

TEL:092-451-8804 FAX:092-451-9241

<http://www.atol-com.co.jp/>（掲載準備中）

ウ 株式会社福祉サービス評価機構

〒812-0016 福岡市博多区博多駅南四丁目2番10号

TEL:092-481-9030 FAX:092-418-1781

<http://www.seostar.co.jp/>

エ 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会

〒816-0804 春日市原町3丁目1番地7

TEL:092-584-3610 FAX:092-584-3605

<http://www.fsw.or.jp/>

オ 社会福祉法人福岡市社会福祉協議会

〒810-0062 福岡市中央区荒戸3丁目3番39号

TEL:092-720-5355 FAX:092-720-5356

<http://www.hyouka-fukuoka.gr.jp>

カ 特定非営利活動法人北九州シーダブル協会

〒803-0844 北九州市小倉北区真鶴2丁目5番27

TEL:093-582-0294 FAX:093-582-0280

<http://www17.ocn.ne.jp/~k-cw294/>

キ 特定非営利活動法人ヘルスアンドライツサポートうりずん

〒822-0022 直方市知古1丁目6番48号

TEL:0949-28-2237 FAX:0949-28-2245

<http://www15.ocn.ne.jp/~urizun/>

ク 社団法人福岡県社会福祉士会

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-9-12-601

TEL:092-483-2944 FAX:092-483-3037

<http://www13.plala.or.jp/fukuoka-csw/>

ケ 社団法人福岡県介護福祉士会

〒812-0012 福岡市博多区博多駅中央街7-1 シック博多駅前ビル5F

TEL:092-474-7015 FAX:092-436-5234

<http://www3.coara.or.jp/~kaigof/index.html>

6 手数料

介護サービス情報の公表の対象となる事業者は、介護サービス事業所ごとに、福岡県保健福祉関係手数料条例で定めている次の手数料を支払う必要があります。

- 対象事業者 60,000 円（内訳 調査事務手数料: 48,000 円、公表事務手数料: 12,000 円）
- 新規事業者 12,000 円（内訳 公表事務手数料: 12,000 円）

7 介護サービス情報の公表

対象事業者から報告された情報については、9月以降公表する予定です。